

第2回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第52号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第53号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第54号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第60号 いちき串木野市防災センター建設工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第55号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第56号 いちき串木野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第57号 商店街活性化施設ドリームセンターの指定管理者の指定期間の変更について
- 第10 議案第58号 財産の無償貸付の変更について
- 第11 議案第59号 いちき串木野市健康増進センター豊楽館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 介特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）
- 第14 閉会中の継続審査について
- 第15 閉会中の継続調査について
- 第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第5号（7月1日）（月曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	出水喜三彦君			
副	市	長	中屋謙治君	市	来	支	所	長	田中大作君	
教	育	長	有村孝君	教	委	総	務	課	長	瀬川大君
総	務	課	長	田中和幸君	消	防	長	若松勝司君		
政	策	課	長	北山修君						

令和元年7月1日午前10時00分開会

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第13

議案第52号～予算議案第2号一括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第52号から日程第13、予算議案第2号までを一括して議題とします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） 私ども総務文教委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案1件、継続審査の陳情1件の計6件であります。

去る6月20日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第52号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、改正するものであります。

説明によりますと、物価の変動、選挙等の執行状況を考慮し、投票管理者等の報酬を100円から200円増額するものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、改正するものであります。

説明によりますと、個人市民税関係で、一つ目が現在の非課税対象者に「未婚のひとり親」を追加するもの。二つ目に住宅ローン控除の控除期間を令和

元年10月から令和2年12月までの居住分に限り3年間延長し、13年間とするもの。三つ目がふるさと納税制度の見直しに係る寄附金税額控除で、6月1日以降、総務大臣が指定した地方団体に限って、これまでと同じ特例控除が受けられるようにするものであります。

また、軽自動車税関係で、一つ目が、環境性能が優れた軽自動車の税率を軽減する特例措置、いわゆる「グリーン化特例」の見直しで、10月からの消費税率引き上げに配慮し、現在の軽減措置を2年間延長した上で、税率が軽減される割合を変更するもの。二つ目が、県税である自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税の環境性能割が導入されるものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の基準を定める省令の一部改正に伴い改正するものであります。

説明によりますと、民泊部分が300平方メートルに満たない民宿施設には、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器等の設置を免除することが可能となったため、本市条例においても同様の内容とするのであります。

審査の中で、本市に対象となる民泊施設があるかと質したところ、本市においては現在対象施設はないとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号いちき串木野市防災センター建設工事請負契約の締結についてであります。

本案は、去る6月12日にいちき串木野市防災センター建設工事に係る公募型指名競争入札を執行したことによるもので、入札の結果、契約金額4億410万円で、森・丸福特定建設工事共同企業体 代表者 鹿屋市輝北町上百引3847番地2 株式会社森建設 代表取締役 森義大を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことで、いちき串木野市議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

なお、工期は議会の議決の日から令和2年3月13日までとのことであります。

説明によりますと、今回、渡り廊下及び屋外階段の構造見直しにより、当初871平方メートルを予定していた床面積が881.63平方メートルに増加したとのことであります。

審査の中で、入札金額の差が少額であったことについて、県や他市の入札結果の状況を質したところ、県においては、3割程度が同額の入札で、抽選により落札者が決定しているとの答弁であります。

また、市内の業者を育成するために、入札の方法等を再考するべきではないかと質したところ、今回は地元の事業者が共同企業体の構成員として参加していたが、僅差で落札できなかった。今後、大型の事業に関しては、地元事業者の育成の観点から、金額だけで評価するのではなく、技術力や地域貢献度も勘案し決定する「総合評価方式」の導入についても検討したいとの答弁であります。

委員の中から建設共同企業体取扱要綱を見直すことで、地元業者の参入につながると思われるので、前向きな検討を期待したいとの意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,019万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ175億6,719万3,000円とするほか、第2条で地方債の補正、第3条で本年度予算全体における元号の表示を「令和」に統一するものであります。

それでは、まず歳入について申し上げます。

2款地方譲与税424万8,000円は、私有林の面積、林業就業者数、人口で按分して交付される森林環境譲与税の追加であります。

21款市債620万円は、道路整備事業債の追加で、

市債の総額を18億5,001万6,000円とするものであります。

なお、本年度末の市債残高の見込みは219億5,259万6000円で、このうち交付税措置率が59.1%、また、合併特例債の活用は79億2,820万円で、活用率は96.3%になるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項6目企画費の冠嶽芸術文化村構想推進事業700万円は関係人口と地域住民からなる「創発コミュニティ」を設立することで、交流人口・関係人口の増加や移住者の創出を図るもので、地域課題や地域の魅力を知り、関係人口が地域に関わり続けることができる仕組みを検討するための講座及びワークショップの開催を地域づくりの専門コンサルタントに委託する委託料が主なものであります。

委員の中から、人口減少対策及び地域を盛り上げるための事業であるので、担当職員をしっかりと決めて取り組んでほしいとの意見が述べられたのであります。

10目共生協働推進費の中央交流センター管理経費140万2,000円の追加は、中央交流センターを直営で管理するための費用及び串木野シール会の事務所移転に伴う補償費であります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○15番（福田清宏君） 新規に予算計上された中央交流センター管理経費についてお尋ねをいたします。

中央交流センターは、商店街活性化施設ドリームセンター内の旧音楽室に事務所、会議室を併設するとして、いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定により、平成25年7月1日に施行されたことは周知のとおりであります。

6月補正予算に7款商工費1項商工費2目商工振

興費1節のドリームセンター指定管理委託料は、指定管理者の指定期間の変更に伴う減額として、8月以降の指定管理委託料245万円が予算計上され、それに伴い、2款総務費1項総務管理費10目共生協働推進費2節中央交流センター管理経費140万2,000円が中央交流センターを直営にすることに伴う費用として予算計上されております。

以上のことから、次の3点についてお尋ねいたします。

まず最初に、8月以降、ドリームセンター全館を中央交流センターとして直営するに先立ち、条例の改正は必要ではなかったのか、審査されていればお答えください。

次に、市の直営による管理は令和2年3月31日までですか。

また、市の直営による管理が令和2年3月31日まででないとするれば、中央交流センター管理経費140万2,000円に人件費の予算計上はされていますか。

審査されていればお答えをいただきたいと思っております。

○総務文教委員長（松崎幹夫君） 条例改正については審議をしておりません。

3つの問題について、委員会の審議では出ておりません。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第2号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第52号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第53号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第54号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第60号いちき串木野市防災センター建設工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長西別府 治君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案7件、予算議案2件、継続審査の請願1件、継続審査の陳情1件の計11件であります。

去る6月21日に委員会を開催し、継続審査の請願1件及び継続審査の陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第50号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、急を要したため、いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が専決処分されたものであります。

改正の主な内容は、令和元年度以降の国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を58万円から61万円に引き上げるものや、低所得世帯に係る軽減の拡充を図るため、軽減判定所得基準の見直しを行うものとの説明であります。

本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第51号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、急を要したため、いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例が専決処分されたものであります。

改正の主な内容は、低所得者の保険料の軽減を強化するため、第1段階から第3段階までの保険料基準額に対する割合の見直しを図るものとの説明であります。

本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第55号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、森林の整備及びその促進に関する事業の財源に充てる基金を設置するため、改正しようとするものであります。

なお、森林環境税の住民への課税は、令和6年度

から行われるとの説明であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号いちき串木野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の利率等を見直すため改正しようとするものであります。

改正の理由としては、災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となったため、本市においても母子寡婦等の貸付金の利率に準じて引き下げることとしたこと、また、東日本大震災で保証人がいない場合でも、災害援助資金の貸し付けが特別に認められたことで、保証人の政令の規定が削除され、自治体判断で条例に規定することができるため、定めるものであるとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号商店街活性化施設ドリームセンターの指定管理者の指定期間の変更についてであります。

本案は、商店街活性化施設ドリームセンターの指定期間について、「平成33年3月31日まで」を「令和元年7月31日まで」に変更するものであります。

説明によりますと、当該施設は、現在、串木野シール会が指定管理者として管理しているが、今後、市が直営で管理し、中央交流センターとしての位置づけを主に進めていくとのことであります。

審査の中で、商店街活性化施設ドリームセンター条例がある以上、水産商工課が管理するのが当然ではないかと質したところ、7月末以降に市直営となった後、中央交流センターとしての位置づけを主にすることで、まちづくり防災課が中心になって管理していくが、商店街活性化施設としての位置づけの中で水産商工課も商店街の活性化を図る必要があることから、一緒になって管理を進めていきたいとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号財産の無償貸付の変更について

であります。

本案は、旧国民宿舎吹上浜荘及び市来ふれあい温泉センターの敷地の無償貸付の内容を変更するものであります。

説明によりますと、有限会社コロソから、事業計画を立てる中で、事業費が大きくなることから、貸付期間を10年から20年に変更するものであります。ただし、無償貸付の期間の10年は変更せず、令和10年3月31日までとし、その後は、協議の上定めるとのことです。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号いちき申木野市健康増進センター豊楽館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、旧国民宿舎吹上浜荘の解体及び新施設の建設に伴い、健康増進センター豊楽館を移設するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、健康増進センター豊楽館を現在の湊町1丁目101番地から、湊町1丁目100番地へ地番変更するもので、移設は9月までに終了し、10月から新しい場所で利用開始ができる予定であるとのことです。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和元年度いちき申木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものについてであります。

14款国庫支出金は、2項国庫補助金4目商工費国庫補助金で、プレミアム付商品券事業費5,685万5,000円の計上であります。

15款県支出金は、2項県補助金4目農林水産業費県補助金で、漁場環境保全創造事業費1,350万円の追加であります。

20款諸収入は、5項雑入1目雑入で、プレミアム付商品券販売代金1億6,000万円の計上であります。

次に、歳出の主なるものについてであります。

3款民生費2項児童福祉費2目児童運営費は、国による幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修等の事務経費356万6,000円と、特定個人情報の標準

レイアウト変更に伴う児童扶養手当システムの改修経費54万円の計上であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費7目農業施設維持費は、工事費1,200万円の計上であります。

2項林業費2目林業振興費は、適切な森林の整備等を行うため、林地台帳システムの整備等424万8,000円の計上であります。

3項水産業費2目水産業振興費は、漁場環境保全創造事業1,620万円の追加であります。

審査の中で、漁場環境保全創造事業は事業費が2倍になっているが、その理由は何かと質したところ、この財源というのが、農山漁村地域整備交付金で、この事業に対してはなかなか配当が足りない状況が続いてきたが、国県補助金の増により、予定していた令和2年度分の事業箇所の島平地先への設置もできるようになったとの答弁であります。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費は、ドリームセンターの指定管理者の指定期間の変更に伴う245万円の減額及びプレミアム付商品券事業2億1,695万5,000円の計上であります。

説明によりますと、プレミアム付商品券事業は、消費税等率の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするもので、本市では、対象者を約8,000人と見込み、対象者には7月下旬から9月にかけて申請書等を送付し、10月から商品券の販売開始を予定しているとのことです。

審査の中で、対象者への広報、また、購入時に本人確認などは徹底されるのかと質したところ、広報については、市の広報紙や防災無線などのほか、全国的な制度でもあるので、国のほうでも広報をする。市内9カ所の郵便局で販売を予定しているが、本人確認は徹底するとの答弁であります。

また、ドリームセンターに関して、にぎわいホールは子どもたちの利用も多く、商店街活性化施設ドリームセンター条例がある限りは、開館時間等を守るべきではないかと質したところ、ドリームセンターのにぎわいホールは、小学生の利用があるなど、さまざまな御意見等を踏まえ、どのような管理形態がいいか検討したいとの答弁であります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、生福地区の西岳2号線の改良工事費と照島地区の酔之尾・島平線の測量設計委託料1,506万6,000円の追加であります。

審査の中で、酔之尾・島平線は、子どもたちの通学路にもなっているが、どのような施工の方法なのかと質したところ、通学路にもなっていることから、子どもたちの安全を確保する観点から、側溝は蓋つきにする。施工の方法は今回の設計の中で検討していくとの答弁であります。

予算議案第2号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,987万4,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において、1款総務費1項総務管理費で介護報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料141万円の計上であります。

審査の中で、現在、包括支援センターに主任ケアマネージャー等が出向しているが、市職員として人材育成等をどのように考えているのかと質したところ、現在、施設等の理解を得て出向してもらっているが、介護保険全体に係る人材不足や主任ケアマネージャーについては、資格取得に10年程度必要であることから、人材確保の検討をしていく必要があるとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第50号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第51号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第55号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号いちき串木野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号商店街活性化施設ドリームセンターの指定管理者の指定期間の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第58号財産の無償貸付の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第59号いちき串木野市健康増進センター一豊楽館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第2号について、討論・採決に入ります。

予算議案第2号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 閉会中の継続審査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第14、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第15 閉会中の継続調査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第15、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第16 議員派遣について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（平石耕二君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決及び承認していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（平石耕二君） これで、令和元年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時39分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第2号 安定ヨウ素剤の配布についての陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和元年7月1日

総務文教委員会

委員長 松崎 幹夫

いちき串木野市議会

議長 平石 耕二様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情
請願第1号 飲食店等の禁煙化の推進についての請願
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和元年7月1日

産業厚生委員会

委員長 西別府 治

いちき串木野市議会

議長 平石 耕二様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 教育問題について

令和元年7月1日

総務文教委員会
委員長 松崎 幹夫

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 生活環境について
 2. 住民福祉について
 3. 健康増進について
 4. 農林水産業の振興策について
 5. 商工・観光・交通運輸について
 6. 公共事業（社会資本整備）について

令和元年7月1日

産業厚生委員会
委員長 西別府 治

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 令和元年8月8日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和元年7月23日
令和元年8月20日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員